

第10期みやま市分別収集計画

第10期みやま市分別収集計画

目 次

1. 計画策定の意義	-----	1
2. 基本的方向	-----	1
3. 計画期間	-----	1
4. 対象品目	-----	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	-----	2
6. 容器包装廃棄物の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	-----	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	-----	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基 準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	-----	4
9・各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定 する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	-----	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	-----	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	-----	6・7
12. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重 要な事項 (法第8条第2項第7号)	-----	8

第10期みやま市分別収集計画

1. 計画策定の意義

経済発展に伴う大量生産及び大量消費は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大や最終処分場のひっ迫等の深刻な社会問題を発生させた。

持続可能な循環型社会の形成には、廃棄物の排出を抑制し、その上でリサイクルを推進していく必要があるが、とりわけ一般廃棄物の中で相当の割合を占め、生活に身近な容器包装廃棄物に関する3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組は極めて重要である。

こうした中、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題などへの対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に施行され、市町村はプラスチック製容器包装も含め、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされた。

本計画の策定により、容器包装廃棄物に関する3Rの取組を促進し、環境負荷の少ない地域社会の実現を図るものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。
みやま市と市民が協力し、環境負荷の少ない地域社会の実現のため、容器包装廃棄物の収集量拡大、分別収集費用の低減、分別意識の向上を図る。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装(雑紙)、PETボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位 t)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
みやま市	1,756	1,732	1,709	1,687	1,664

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、みやま市の市民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

みやま市では、ごみ減量の推進やリサイクルを促進するために各種の方策を実施する。現在、有償で引き取られる鋼製容器及びアルミ製容器の売却代金をリサイクル奨励金として交付し、その意識向上に努めている。

平成30年10月のバイオマスセンターでの生ごみ収集開始に合わせて、ごみ指定袋の料金を改定し、プラスチックや紙おむつの資源化を推進することにより、ごみの減量化に努める。

菓子箱等の雑紙は、地区ごとに毎月1回の紙類収集に合わせて回収する。また小学校区単位で、雑紙等の回収ボックスを設置し、常時排出可能な体制を整えることにより、資源化の推進を図る。

・教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場において、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用する。副読本等でのごみの減量、最終処分場の逼迫、処理経費の急増等ごみ処理の厳しい現状について情報を提供し、認識を高めてもらう。更に、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関し、市広報誌・チラシ・ポスター等を各家庭に配布し尚一層の啓発活動を展開する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力度、みやま市及び民間業者が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右覧のとおりとする。

みやま市

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶(分別収集)
主としてガラス製の容器 無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	ガラスびん(分別収集)
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック(分別収集、戸別収集)
主として段ボール製の容器包装	段ボール(戸別収集)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル(分別収集、戸別収集)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック(ルート収集)

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条第2項第4号)

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量: みやま市

二段書上段: 合計

二段書下段左欄: 引渡数量

二段書下段右欄: 独自処理量

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器包装	4t	4t	4t	4t	4t
主としてアルミニウム製の容器包装	23t	22t	22t	22t	21t
無色のガラス製の容器	65t	64t	63t	62t	61t
	65t 0	64t 0	63t 0	62t 0	61t 0
茶色のガラス製の容器	57t	56t	56t	55t	54t
	57t 0	56t 0	56t 0	55t 0	54t 0
その他のガラス製の容器	35t	34t	34t	33t	33t
	35t 0	34t 0	34t 0	33t 0	33t 0
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	5t	5t	5t	5t	5t
主として段ボール製の容器包装	123t	122t	120t	118t	117t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	-t	-t	-t	-t	-t
	- -	- -	- -	- -	- -
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定め商品を充てんするためのもの	57t	56t	56t	55t	54t
	0 57t	0 56t	0 56t	0 55t	0 54t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	344t	340t	335t	330t	326t
	344t 0t	340t 0t	335t 0t	330t 0t	326t 0t
内、白色トレイ	-t	-t	-t	-t	-t
	- -	- -	- -	- -	- -

9・各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口	平成30年	37, 852人	令和3年	36, 378人
推移	令和元年	37, 475人	令和4年	35, 788人
	令和2年	36, 930人		

今後5年間においても人口の極端な変動見込みがないため、人口減は続くと見込まれる。
よって分別基準適合物等の収集量についても減少傾向と見込む。
人口変動率は、直近5か年度の変動率で推計した数値を用いた。
直近5か年度の前年度比平均は、98.67%。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
35, 305人 (対前年度比) -1.35%	34, 828人 (対前年度比) -1.35%	34, 358人 (対前年度比) -1.35%	33, 894人 (対前年度比) -1.35%	33, 437人 (対前年度比) -1.35%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(第8条第2項第5号)

全ての収集・運搬業務は、現行の収集体制を活用して行う。なお現在、みやま市内の自治会や、各団体による集団回収が行われている紙類、缶類及びビン類等については、引き続きこれらの団体が分別収集を優先的に実施できるよう指導する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	
缶	アルミ	缶	分別収集(月1回) ステーション方式	選別は民間業者。 保管は市の施設。	
	スチール				
ビン	無色ガラス	ビン		選別は民間業者。 保管は市の施設。	
	茶ガラス				
	その他ガラス				
紙	段ボール	紙類	戸別収集(月1回) ステーション方式	選別・保管共に 業者委託	
	その他紙製容器包装				
	紙パック		分別収集(月1回) ステーション方式 戸別収集(月1回)		
プラスチック	PETボトル	PETボトル	毎週水曜日 ルート収集		選別・保管共に 業者委託
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック			

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(第8条第2項第6号)

ビンは現有のみやま市清掃センターの処理施設で保管を行い、缶、段ボール、PETボトル、紙パック、その他の紙製容器は独自処理とする。

尚、その他のプラスチック容器の選別および保管は民間業者施設で行い、PE・PP・PS等の油化リサイクルを併せて行う。

みやま市においては、現在下記のとおり分別収集を実施している。又、令和5年度以降に計画する対象物について以下に示す。

表1 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様(形状、形式、能力、数量等)
排出	集積場所	専用集積場所設置
収集・運搬	収集車両	専用車両準備
選別・保管	ストックヤード	

表2 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ製容器	缶	プラスチック コンテナ	2tトラック	業者委託
スチール製容器				
無色ガラス	ビン			ストックヤード
茶色ガラス				
その他ガラス				
段ボール	紙類	紐で縛る	パッカー車 2t車 軽トラック	
PETボトル	PETボトル	プラスチック コンテナ 袋又は縛る	2tトラック 2t車 軽トラック	
紙パック	紙類			
その他紙製容器	紙類	袋又は縛る	2t車 軽トラック	
その他のプラス チック製容器包装	プラスチック	指定袋	パッカー車	

表3 分別収集に必要な施設計画(その1)

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状、形式、能力、数値等)及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
【排出段階】				
1、排出容器				
1. 1 プラスチックコンテナ	a.缶(アルミ缶、スチール缶分別) b.ビン(無色、茶、その他分別) c.ペットボトル d.紙パック	(仕様) 材質:樹脂製 容量:120リットル 数量:収集ステーション1カ所当り 20~25箱	市	平成10年度から分別して収集
2. 収集場所	a~c	従来の集積場所の利用	地区指導員	

表3 分別収集に必要な施設計画(その2)

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状、形式、能力、数値等)及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
【運搬段階】				
1、専用車両				
1. 1 資源収集用車両	a.缶(アルミ缶、スチール缶分別) b.ビン(無色、茶、その他分別) c.ペットボトル d.紙パック	(分別)2トン平ボディトラック 1台 (分別)2トン平ボディトラック 1台 (戸別)2t車 1台 軽トラック 1台	市	平成10年度から全域を収集

表3 分別収集に必要な施設計画(その3)

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状、形式、能力、数値等)及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
【中間処理段階】				
1、再生施設				
1. 1 選別・圧縮設備	a.缶(アルミ缶、スチール缶分別)		市	平成25年度より フレコンバックに 袋詰め
1. 2 ストックヤード	b.ビン(無色、茶、 その他分別)	(仕様) 平成10年度から供用開始 形状:上屋付きストックヤード		整備年度 平成10年度
	c.ペットボトル	ストックスペース (ヤード容量)		
	d.紙パック	50立方m×14区画		

12. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(第8条第2項第7号)

市民や事業者の意見要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、みやま市民や事業者、行政が協力して分別収集推進体制を整備し、自主的な地域リサイクル活動を推進するための奨励金の交付や、集団回収時における回収機材等の貸与などの支援を行う。